

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称	所管	人数 (件数)	債権額	放棄事由等
生活保護法第63条 返還金	健康福祉部 生活援護課	3人 (5件)	637,520円	債務者が令和5年8月、9月、10月に破産免責決定を受けたため、令和6年2月9日に債権放棄した。
雑入金（生活保護費 過年度過払金）	健康福祉部 生活援護課	4人 (16件)	772,623円	債務者が令和5年8月、9月、10月に破産免責決定を受けたため、令和6年2月9日に債権放棄した。
合計		7人 (21件)	1,410,143円	